

関東農政局長 殿

加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第5の2の2に規定する適格者の要件を満たし、かつ、流通等に係る誓約事項を遵守することを誓約します。

【加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件】

- ① 生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び推進要領の規定に違反していないこと
- ② 推進要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること
- ③ 推進要領別紙1の第8の1の（2）の規定に基づき、加工用米及び新規需要米の販売先の需要者が受払状況報告書を適切に報告したことを確認していること

【流通等に係る誓約事項】

- ① 加工用米及び新規需要米をその定められた用途に確実に流通又は使用すること
- ② 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、推進要領別紙1の第8の1の規定に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ③ 推進要領別紙1に基づく報告等を適切に実施すること
- ④ 誓約事項を遵守していることを確認するため、農産局長及び地方農政局等の職員が行う調査に協力すること
- ⑤ 加工用米及び新規需要米の適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑥ 届出内容の虚偽又は誓約事項に反する行為が確認された場合には、推進要領別紙2に基づく措置が講じられるほか、適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等による指導等への対応により不利益又は損害が生じた場合にも異論がないこと
- ⑦ 加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件を満たさない需要者に対して販売を行わないこと
- ⑧ 適切な水・肥培管理を行った上で捨て作りをしないとともに、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分して保管し、出荷すること
- ⑨ 稲発酵粗飼料（WCS用稲）又は青刈り稲・わら専用稲に取り組む場合は、ほ場を特定して作付け、子実を収穫しないこと
また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に引き渡すこと
- ⑩ 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付申請を行った用途と異なる用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと
- ⑪ 他のほ場で生産された米穀を混ぜて飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと

住所

氏名

（注1） 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2を保管すること。

（注2） 流通等に係る適格者の要件欄の③及び流通等に係る誓約事項の⑦については、全国需要者団体及び需要者団体のみ記載すること。

（注3） 流通等に係る誓約事項のうち⑧から⑪については、取組主体が農業者であり、かつ、別紙1の第2の2に規定する新規需要米の生産を行う場合にのみ記載すること。